

税務のセカンドオピニオン

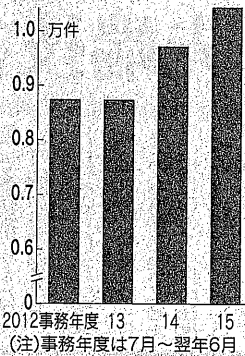
「複数の助言」納税で浸透

中小企業経営者や個人事業主が税務申告などの際、顧問税理士とは別の税理士に意見を求める税金版「セカンドオピニオン」の利用が広がっている。相続増税に伴う納税対象者の拡大が背景にあるとみられ、巨額還付に至ったケースも。専門家は「最新の税務知識に基づく第三者の意見を聞きたいというニーズが増えている」と指摘する。

相続で対象拡大、過払い防ぐ

セカンドオピニオンは、担当医とは別の医師に当初の診断内容や治療方法の意見を求めることを指し、医療分野で普及している。「これは過大納付では」。横浜市の岡野雄志税理士は、愛知県在住の50代男性の税務申告書類を見てそう思った。財産約10億円を相続した男性は当初、地元の税理士に手続きを任せ、相続税約2億円を納付し

相続税の「更正の請求」の処理件数が急増している



相続税約2億円を納付した。しかし、納付額に疑念が生じ、相続税に詳しい岡野税理士にセカンドオピニオンを依頼した。岡野税理士の直感はその中、申告では土地価格の評価を減額できる制度を活用しておらず、過大納付が判明した。税務当局に請求した結果、1億円近くが還付されたという。男性は「相続税の判定で、基礎控除が150

断は素人には難しいが、プロの税理士でもこんな差があるのかとびっくりした」と振り返る。相続税は相続財産から基礎控除と呼ばれる非課税枠を差し引いて計算する。2015年1月の改正で、基礎控除が「50

理士にも意見を求めたい」としてセカンドオピニオンの普及に弾みがついたとみられる。

相続税で土地などの評価を高く申告し税金を納めすぎた場合、5年以内

に「更正の請求」という手続きをして認められれば、税金が還付される。国税庁は相続税の還付金の件数や金額を公表していないが、日本経済新聞が情報公開請求で入手した内部資料によると、同庁が相続税で更正の請求を処理(納税者に還付の有無などを返答)した件数は年々増えている。還付されなかったケースも含め、12事務年度(12年7月～13年6月)に約

8700件だった処理件数は、15事務年度(15年7月～16年6月)は1万件超に上った。相続税が専門のフジ相続税理士法人によると、相続税の更正の請求を手掛ける件数は、11年の149件から16年は413件に急増したという。

8700件だった処理件数は、15事務年度(15年7月～16年6月)は1万件超に上った。相続税が専門のフジ相続税理士法人によると、相続税の更正の請求を手掛ける件数は、11年の149件から16年は413件に急増したという。

税務相談を多く手掛ける鳥飼総合法律事務所の高田貴史・税務部長は「普段から相続税を扱っていない税理士は、相続財産を過度に低く評価すると税務署から追徴されるリ

スクを考えてしまい、相続財産を高く評価しがちだ」と指摘する。

セカンドオピニオン普及の背景には、税金対策を巡るトラブル増も影響しているとみられる。

税理士の誤りで過払いにつながる顧客から損害賠償請求を受ける。それに備えて税理士が任意加入する「税理士職業賠償責任保険(税賠保険)」の保険金の支払総額が増えている。日本税理士連合会によると、税賠保険の15年度の支払総額は14

年度比45%増の約16億8千万円だった。法令解釈の誤りや提出書類の不備による過払いトラブルが目立つという。

相続税が専門の佐藤和基税理士は「税法の専門化が進み、すべての税法や細かいルールの完全把握は事実上不可能だ。人工知能(AI)が発達すれば、一般的な知識では負けてしまうかもしれない。税理士も顧客のニーズに対応するため専門分野に特化していくことが大切だ」と話す。

15年度の支払総額は14年度比45%増の約16億8千万円だった。法令解釈の誤りや提出書類の不備による過払いトラブルが目立つという。